

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年9月4日付けにより公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当官等

契約担当官 北海道警察会計担当官 友 井 昌 宏

2 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

使用済車両の売払い

(2) 売払物品の名称及び数量

使用済車両61台（詳細は、仕様書のとおり）

(3) 売買代金の納入期限

契約書（案）による。

(4) 引渡場所

仕様書のとおり

(5) 引取期限

契約書（案）による。

(6) 売払条件

仕様書のとおり

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度内閣府競争入札参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買受け」のA、B又はC等級に格付けされ、北海道地域の資格を有する者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この事項において「法」という。）に規定する次の登録及び許可を受けている者であること。

ア 法第42条第1項に規定する引取業者の登録

イ 法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の登録

ウ 法第60条第1項に規定する解体業の許可

エ 法第67条第1項に規定する破砕業の許可

(6) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に規定する古物商の許可を受けている者であること。

(7) 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）に規定する金属くず商の

許可を受けている者であること。

- (8) 警察当局から、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 契約条項を示す場所

〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
電話番号011-251-0110 内線2239

5 提出書類

競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を令和8年9月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までに4の場所に提出すること。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下(4)の事項から(6)の事項までにおいて「法」という。）第42条第1項に規定する引取業者の登録を受けていることを証する書類の写し
- (4) 法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の登録を受けていることを証する書類の写し
- (5) 法第60条第1項に規定する解体業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (6) 法第67条第1項に規定する破碎業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (7) 古物営業法に規定する古物商の許可を受けていることを証する書類の写し
- (8) 金属くず回収業に関する条例に規定する金属くず商の許可を受けていることを証する書類の写し

6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入札日時 令和8年10月13日 午後1時40分
(郵便による入札の場合は令和8年10月9日 午後5時必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

免除する

8 郵便等による入札

郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般親書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。）の入札は認める。

9 入札の方法

- (1) 入札者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員に説

明を求めることができる。ただし、入札後は、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札金額は、当該物件現状渡しの場合とし、輸送費用、引渡し時の車両移動費用等必要とされる諸経費は、落札者の負担とする。

(3) 入札は、総価により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札参加者は、代理人により入札させるときは委任状を提出しなければならない。

10 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 入札の無効

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(3) 人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2239

(5) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札は公開する。

(7) この入札に参加する者は、競争契約入札心得を承知すること。

(8) 守秘義務等

北海道警察本部から提供を受けた文書、データ等（以下この事項において「提供資料」という。）の全てについて守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、提供資料を本件手続以外の目的（公告、宣伝、販売促進、広報等を含む。）に使用してはならない。

(9) 使用済車両の確認

ア 使用済車両は、仕様書に示す引渡場所に保管しているため、現地を訪問しての査定を希望する場合は、北海道警察本部総務部装備課に電話連絡の上、訪問日時を調整すること。

イ 電話受付及び訪問日時は、入札参加資格を有する連絡を受けた日から令和8年10月9日までの毎日午前9時から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(10) 売買代金内訳書の提出

落札者は契約締結後、速やかに車両ごとの売買代金を記載した内訳書を提出すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、北海道警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。